

税金よもやま話

犬税・猫税

世 論調査によれば、ペットの種類では犬と猫で全体の92%を占め、その内の三分の二が犬だそうです。

犬 に関しては古今東西様々な税金があります。

大 公方・將軍綱吉が課した犬税は「犬金上納」という名の目的税で、1年間で約10万両もかかったといわれている中野などの野犬取容施設維持費用に使われ、農民、町民、大名からそれぞれ徴収しました。

二 れに対して、犬を飼う人に課された税金もあります。昭和30年度のデータでみると、実に2686もの市町村で犬税が課されていたようです。昭和57年を最後に廃止になっていきます。最後の犬税は一頭当たり

り年額3百円でした。

D ドイツ、オーストリア、オランダ、フィンランド、中国では犬税は今なお健在です。ドイツでは、飼い犬の数に応じた累進税が市町村税としてその飼い主に課されます。犬はフンなどによって町を汚すので、地方自治体がその清掃等の費用をまかなうために課すものです。

自 治体によっても違いますが、犬一頭につき年間70ユーロ（約9千円）から140ユーロ（約1万8千円）の犬税を納めなければなりません。この犬税は多く飼うほど割高になります。

同 様に、オランダでも犬税があり、例えばアムステルダムでは一頭当たり年109ギ

ルダー（約1万5千円）支払うそうです。オランダではこの犬税のために、飼い主はフンをしても堂々と置き去りにします。

中 国では犬を連れた人をほとんど見かけません。税金の高いことが理由の一つです。犬の登録費用は、北京では、犬一頭に対して、初年度1千人民元（約1万4千円）、2年目以降は5百人民元（約7千円）が必要です。広州市が最も高く、初年度登録料1万人民元（約14万円）、2年目以降6千人民元（約8万円）です。

大 に課税している国がある一方で、猫に課税している国は見当たりません。日本においても猫に課税したことありません。猫に対する税金が見当たらないのは、犬と違って猫は誰が所有しているのかはっきりしないから、といわれております。

6日啓蟄、
い年度末の3月です。
平成17年分の所得税・税・消費税の申告期、忙し
い春分。

春とは名のみの寒さの中、
の模様を姉の乙女に挿絵入りの手紙に書いています。

慶応2年3月、坂本竜馬と妻おりょうは西郷隆盛に誘われて鹿児島へ行き、傷の療養のため温泉を旅し、高千穂峰に登つた。持参した弁当はカステラ。日本初



毎日の中で、いちばんムダに過ごされた日は、笑わなかつた日である。

(フランスの文学者
シャン・フォール)

3月の税務メモ

- (国 税)——
- 2月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
 - 17年分の所得税確定申告
 - 17年分の贈与税申告
 - 青色申告の承認申請(それに伴う専従者給与届等の提出)
 - 17年分の個人事業者の消費税申告
 - 1月決算法人の確定申告
 - 7月決算法人の中間(予定)申告

- (地方税)——
- | | |
|-----|-----------------------------------|
| 10日 | ○2月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 15日 | ○17年分の個人住民税・事業税の申告(所得税確定申告者は申告不要) |
| 31日 | |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。